

# 令和4年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

担当課：環境水道課（72-4002）

## 事業の目的

自らが居住する住宅等に整備する太陽光発電システムの設置を支援し、新エネルギーを積極的に活用したまちづくりの推進を図ります。

## 補助対象事業

- ・住宅用太陽光発電システムの設置  
設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であって、かつ、低圧配電線及び逆潮流有りで連結されているものであり、未使用であるもの

## 事業対象者及び留意事項

### 【補助対象者】

- ・町の区域内において自らが居住する既存住宅又は新築住宅（小規模店舗等を併用した住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置しようとする者

### 【留意事項】

**補助金の交付対象者は、町内に住所を有する者で住宅等に太陽光発電システムを設置する世帯の世帯主です。**

また、**本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。**

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了（実績報告）する事業であること
- ・山都町に住所を有する者であること
- ・太陽光発電システムを既に設置している者でないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・申請者本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと
- ・住宅用太陽光発電システムにあっては、低圧配電線及び逆潮流有りで連結されているものであって、未使用であるもの
- ・電力会社と電灯契約を締結していること
- ・住宅等の賃借者にあっては、賃貸人の承諾を得ていること
- ・補助金の交付を受けて設置した太陽光発電システムを適切に管理すること

## 補助率及び補助限度額等

### 【補助率及び補助限度額】

- ・住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力1kw当たり2万円（千円未満

切捨)

- ・補助限度額：10万円

#### 【補助対象経費】

- ・住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

#### 【補助対象外経費】

- ・運送料

## 必要書類

#### 【交付申請時】

- ・山都町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）  
添付書類
  - ①事業経費の内容が明記されている見積書の写し
  - ②太陽光発電システムの最大出力値が確認できる書類の写し
  - ③工事着工前の現況写真（設置予定のすべての屋根面がわかる写真及び建物全景写真）
  - ④設置場所の案内図（家屋位置図）
- ・事業計画書
- ・補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・その他町長が必要と認める書類

#### 【変更申請時】 ※交付決定を受けた事業内容から変更がある場合は、必ずご提出ください。

〈完了期日の変更〉

- ・山都町住宅用太陽光発電システム設置費補助金完了期日変更報告書（様式第4号）
- ・その他、町長が必要と認める書類

〈事業内容（事業費増減等）の変更〉

- ・山都町住宅用太陽光発電システム設置費変更申請書（様式第5号）
- ・事業変更計画書（様式第6号）
- ・その他町長が必要と認める書類

〈申請の取り下げ〉

- ・山都町住宅用太陽光発電システム設置費補助金廃止（又は中止）承認申請書（様式第3号）
- ・その他、町長が必要と認める書類

#### 【実績報告時】

- ・山都町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第9号）  
添付書類
  - ①発電システムの設置経費に係る領収書の写し
  - ②発電システムの設置工事完成後の写真（屋根面の写真については、太陽電池モジュールの設置枚数がすべて確認できるもの）
  - ③電力会社との系統連結に伴う電力需給契約書の写し
- ・事業報告書

- ・その他、町長が必要と認める書類

※実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれかの早い日までとします。

#### 【補助金請求時】

- ・山都町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第11号）

### その他

- ・本事業は先着順です。
- ・事業完了後は、補助者及び関係者立会いの下、町の完了確認検査を実施します。